

〈みずほ証券の約款・規定集 新旧対照表〉

2019年5月吉日

みずほ証券の証券総合取引約款		(変更箇所は下線の部分です)
新	旧	
<p>3. (証券総合取引の利用) (1) (現行通り) ①②③④⑤⑥⑦ (現行通り) ⑧<u>外国為替取引</u> (2)(3)(4)(5)(6) (現行通り)</p>	<p>3. (証券総合取引の利用) (1) (省略) ①②③④⑤⑥⑦ (省略) ⑧ (新設) (2)(3)(4)(5)(6) (省略)</p>	
<p>4. (申込方法等) (1) (省略) (2) 上記(1)の申込書に添えて犯罪による収益の移転防止に関する法律及び番号法に規定される本人確認書類及び当社がお客さまのご本人確認を行うために必要と認める書類等(以下総称して「本人確認書類等」といいます。)を当社へご提出いただきます。本人確認書類等をご提出いただけない場合等には、<u>当社は</u>お取引を開始せず、又は停止することがあります。 (3)(4) (現行通り)</p>	<p>4. (申込方法等) (1) (省略) (2) 上記(1)の申込書に添えて犯罪による収益の移転防止に関する法律及び番号法に規定される本人確認書類及び当社がお客さまのご本人確認を行うために必要と認める書類等(以下総称して「本人確認書類等」といいます。)を当社へご提出いただきます。本人確認書類等をご提出いただけない場合等には、<u>当社で</u>のお取引を停止することがあります。 (3)(4) (省略)</p>	
<p>5. (届出事項) (1) <u>お客さまが</u>上記4. の当社所定の申込書に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者等の氏名等(以下「届出事項」とします。)をもって、当社へのお届け出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者等の氏名等とします。ただし、すでに印影の届け出がされている場合には、その印影をもってお届け出の印鑑とします。 (2) お客さまが、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律</p>	<p>5. (届出印鑑) 上記4. の当社所定の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届け出の印鑑とします。ただし、すでに<u>その</u>届け出がされている場合には、その印影をもってお届け出の印鑑とします。 (2) (新設)</p>	

新	旧
<p><u>に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記4.の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届けいたします。この場合には、当社所定の書類をご提出願うことがあります。</u></p>	
<p>33.（解約・カードの利用停止） (1)(2)（現行通り） (3)（現行通り） ①お客さまが、上記30.に違反した場合 ②③（現行通り） ④<u>国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあり、カードのご利用の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合</u></p>	<p>33.（解約・カードの利用停止） (1)(2)（省略） (3)（省略） ①お客さまが、上記31.に違反した場合 ②③（省略） ④（新設）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>43.（当社への届出事項） (1) <u>当社所定の申込書に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届け出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</u> (2) <u>お客さまが、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届けいたします。この場合には、当社所定の書類をご提出願うことがあります。</u></p>
<p>43.（保護預かり証券の口座処理） (1)(2)（現行通り）</p>	<p>44.（保護預かり証券の口座処理） (1)(2)（省略）</p>

新	旧
(3) (削除)	(3) 保振制度にかかる証券について、お客さまのご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手数料をいただく場合があります。
50. (緊急措置) 法令の定めるところにより保護預かり証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。	(新設)
51. (この章の趣旨) この章は、振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。本章各節で定める各振替有価証券の範囲は、機構の業務規程及び日本銀行の国債振替決済業務規程その他の法令諸規則等に定めるものとします。	51. (この章の趣旨) この章は、振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。本章各節で定める各振替有価証券の範囲は、機構の業務規程及びその他の法令諸規則等に定めるものとします。
52. (振替決済口座) (1)(2)(3) (現行通り) (4) 当社は、お客さまから振替の申請を受け、又はお客さま口座への振替の連絡を受けた場合に、振替の原因となる事実又は振替先口座もしくは振替元口座の加入者との関係等について、確認させていただくことがあります。	52. (振替決済口座) (1)(2)(3) (省略) (4) (新設)
54. (他の口座管理機関への振替) (1)(2) (現行通り) (3) 上記(1)の場合、所定の手数料をいただく場合があります。 (4) 当社は、お客さまから振替の申請を受け、又はお客さま口座への振替の連絡を受けた場合に、振替の原因となる事実又は振替先口座もしくは振替元口座の加入者との関係等について、確認させていただくことがあります。	54. (他の口座管理機関への振替) (1)(2) (省略) (3) (新設) (4) (新設)

新	旧
<p>57. (当社の連帯保証義務) 日本銀行及び機構が、振替法等に基づき、お客さま（<u>振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。</u>）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①②③④⑤⑥⑦（省略）</p>	<p>57. (当社の連帯保証義務) 日本銀行及び機構が、振替法等に基づき、お客さまに対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①②③④⑤⑥⑦（省略）</p>
<p>64. (元利金の代理受領等) (1) (現行通り) (2) 上記(1)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあり、<u>当社が認めた場合は、</u>お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</p>	<p>64. (元利金の代理受領等) (1) (省略) (2) <u>当社は、</u>上記(1)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</p>
<p>68. (元利金の代理受領等) (省略) ① (現行通り) ② 上記①の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあり、<u>当社が認めた場合は、</u>お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</p>	<p>68. (元利金の代理受領等) (省略) ① (省略) ② <u>当社は、</u>上記①の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあ<u>った</u>場合には、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</p>

新	旧
<p>74. (償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあり、当社が認めた場合は、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分します。</p>	<p>74. (償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>当社は、</u>上記(1)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分します。</p>
<p>79. (共通番号情報の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、お客さまの共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知します。</p>	<p>79. (共通番号情報の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、お客さまの共通番号情報（氏名又は名称、代表者等氏名、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知します。</p>
<p>83. (振替の申請)</p> <p>(1)(2)(3)(4)(5) (省略)</p> <p>(6) 上記(2)の振替の申請（振替先口座が保有欄であるものに限ります。）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2)⑥の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者又は受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p>	<p>83. (振替の申請)</p> <p>(1)(2)(3)(4)(5) (省略)</p> <p>(6) 上記(2)の振替の申請（振替先口座が保有欄であるものに限ります。）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、<u>振替新投資口予約権</u>、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2)⑥の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、<u>振替新投資口予約権</u>、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者又は受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p>

新	旧
<p>87. (信託の受託者である場合の取り扱い) お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。<u>振替決済口座への記載又は記録については、当社の定める方法によりお取り扱いいたします。</u></p>	<p>87. (信託の受託者である場合の取り扱い) お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。</p>
<p>89. (振替新株予約権付社債の元利金請求の取り扱い) (1)(2) (現行通り) (3) 上記(2)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあり、<u>当社が認めた場合は</u>、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分します。</p>	<p>89. (振替新株予約権付社債の元利金請求の取り扱い) (1)(2) (省略) (3) <u>当社は</u>、上記(2)の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分します。</p>
<p>95. (振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き) (1) (現行通り) (2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>	<p>95. (振替上場投資信託の併合等に係る手続き) (1) (省略) (2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>
<p>98. (配当金等に関する取り扱い) (1)(2)(3) (省略) (4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、<u>配当金等振込指定の単純取り次ぎ（登録配当金等受領口座方式及び株式数等比例配分方式以外の配当金等振込指定をいいます。）</u>を請求することはできません。</p>	<p>98. (配当金等に関する取り扱い) (1)(2)(3) (省略) (4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、<u>上記(1)の配当金等振込指定の取り次ぎ</u>を請求することはできません。</p>
<p>115. (国内外貨建債券に関する権利の処理) 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次に定めるところに</p>	<p>115. (国内外貨建債券に関する権利の処理) 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次に定めるところに</p>

新	旧
<p>よります。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 国内外貨建債券に関し、<u>株式の割当てを受ける権利又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該権利又は新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の権利又は新株予約権はその効力を失います。</u></p> <p>③④⑤ (省略)</p>	<p>よります。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 国内外貨建債券に関し新株予約権<u>(新株予約権証券を除きます。)</u>が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。</p> <p>③④⑤ (省略)</p>
<p>120. (前受金等)</p> <p>(1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金及びその執行に係る手数料等又は有価証券の全部又は一部(以下「前受金等」といいます。)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 外国証券については<u>上記(1)(2)のほか外国証券取引口座約款の定めるところに従います。</u></p> <p>(4) (現行通り)</p>	<p>120. (前受金等)</p> <p>(1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(以下「前受金等」といいます。)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 外国証券については外国証券取引口座約款の定めるところに従います。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p>123. (取引のご報告)</p> <p>当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書について同じ。)<u>ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</u></p>	<p>123. (取引のご報告)</p> <p>当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします。(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、<u>取引残高報告書について同じ。</u>)</p>

新	旧
<p>125. (残高照合のためのご報告)</p> <p>(1) 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引(日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいいます。))の未決済金がある場合は2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法令等の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の総務課長又はお客さま相談室までご連絡ください。<u>なお、残高照合のためのご報告を交付後15日以内にご連絡がないときは、その記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきます。</u></p> <p>(2)(3) (省略)</p>	<p>125. (残高照合のためのご報告)</p> <p>(1) 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引(日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいいます。))の未決済金がある場合は2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の総務課長又はお客さま相談室までご連絡ください。</p> <p>(2)(3) (省略)</p>
<p>● 第11章 法令等遵守のための資料提出依頼、お取引の制限及び解約 ●</p>	<p>● 第11章 解 約 ●</p>
<p>126-2. (お客さま等情報の確認及び資料の提出、取引の制限等)</p> <p>(1) 当社は、お客さま(法人のお客さまの実質的支配者を含みます。)の職業・地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項(以下「お客さま等情報」といいます。)又は具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。また、お客さまは、<u>お客さま等情報に変更があった場合又は変更が予定されている場合には、速やかに当社に届け出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>お客さまから正当な理由なく上記(1)の届け出がない場合、上記(1)の各種確認や資料提出の依頼に対し何ら回答なく指定された期限が経過した場合、その他お客さまがこの約款に違反し又はお客さま等情報もしくは具体的な取引の内容等に照らしお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合に</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>は、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</p> <p>(3) <u>上記(1)に定める各種確認や資料提出の依頼に対するお客さまの回答及び提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</u></p> <p>(4) <u>上記(2)(3)に定めるいずれの取引の制限等についても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は上記(2)(3)に基づく取引の制限等を解除します。</u></p>	
<p>127. (解約事由)</p> <p>次のいずれかに該当したときは、証券総合取引の全部又は一部は解約されるものとします。ただし、この約款に別段の定めがある取引については、本条に加え、当該各別の規定によっても解約されるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>②③④⑤ (省略)</p> <p>⑥お客さま (実質的な権利者が口座名義人でない場合には、実質的な権利者を含みます。) が次のイからチに定める者 (以下「反社会的勢力」といいます。) に該当し、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、(省略)</u></p> <p><u>⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰ (省略)</u></p> <p>⑱お客さまの事情により、当社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客さまより上記 126-2. に定める確認又は資料の提出がないとき</p>	<p>127. (解約事由)</p> <p>次のいずれかに該当したときは、証券総合取引の全部又は一部は解約されるものとします。ただし、この約款に別段の定めがある取引については、本条に加え、当該各別の規定によっても解約されるものとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>お客さまがこの約款の変更に同意なされないとき</u></p> <p><u>③④⑤⑥ (省略)</u></p> <p>(7) お客さま (実質的な権利者が口座名義人でない場合には、実質的な権利者を含む。) が次の①から⑧に定める反社会的勢力に該当し、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>①②③④⑤⑥⑦⑧ (省略)</u></p> <p><u>⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ (省略)</u></p> <p>(19) <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、本人確認ができないとき</u></p>

新	旧
<p>⑱当社が法令で定める本人確認等を行うにあたってお客さまについて確認した事項および上記 126-2. に定めるお客さま等情報又は具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</p> <p>㉔お客さまの口座が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき</p> <p>㉕㉖(省略)</p>	<p>⑲(新設)</p> <p>㉔(新設)</p> <p>㉕㉖(省略)</p>
<p>128. (解約時の取り扱い)</p> <p>各契約が解約となった場合のお手続きは、以下のとおりといたします。</p> <p>①各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている現金、証券等を返還します。</p> <p>②お預かりしている証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、当社所定の方法によりお客さまのご指示によって、決済、換金等したうえ、その代金を返却します。また、振替有価証券については、お客さまの指定する口座管理機関への振替を行います。お客さまは、解約後速やかに、かかる指示又は指定その他必要な手続きを行うものとします。</p> <p>③上記①及び②の手続きにより発生した費用等（振替遅延の場合の手数料相当額等を含みます。）について、当社は手数料としてお客さまに請求することがありますので、ただちにお支払下さい。</p> <p>④当社は上記③の手数料について、売却代金等の預かり金があるとき、又はMRFの残高があるときは、それから充当することがあります。また、手数料のお支払いがないときは、保護預かり証券又は振替有価証券の償還金、解約金等、収益の分配金又は利金のお支払の請求又はお取引の執行に応じないこと</p>	<p>128. (解約時の取り扱い)</p> <p>各契約が解約となった場合のお手続きは、以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている現金、証券等を返還します。</p> <p>(2) お預かりしている証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、当社所定の方法によりお客さまのご指示によって、決済、換金等したうえ、その代金を返却します。また、振替有価証券については、お客さまの指定する口座管理機関への振替<u>え</u>を行います。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の手続きにより発生した費用等（振替遅延の場合の手数料相当額等を含む）について、当社は手数料としてお客さまに請求することがありますので、ただちにお支払下さい。</p> <p>(4) 当社は上記(3)の手数料について、売却代金等の預かり金があるとき、又はMRFの残高があるときは、それから充当することがあります。また、手数料のお支払いがないときは、振替有価証券の償還金、解約金等、収益の分配金又は利金のお支払の請求又はお取引の執行に応じないことがあります。</p>

新	旧
<p>とがあります。</p> <p>⑤上記①から④までに拘らず、当社は、<u>国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等の遵守のために必要であると合理的に判断する場合には、上記 126-2. に定める取引の制限等に準じた措置をとることができるものとします。</u></p>	<p>⑤ (新設)</p>
<p>129. (法令等の遵守)</p> <p>(1) お客さまは、当社との間で行う取引に関しましては、<u>金商法、関係法令、諸規則等及び当社の社内規則に従うものとします。</u></p> <p>(2) <u>お客さまは、上記 127. ⑥に定める反社会的勢力に該当しないこと、上記 127. ⑦に定める行為を行わないこと、当社に預け入れる資産が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと、並びにマナー・ローンダリング又はテロ資金供与に関与する者及び国内外の経済制裁対象者との取引を行わないことを確約するものとします。</u></p>	<p>129. (法令等の遵守)</p> <p>お客さまは、当社との間で行う取引に関しましては、<u>金融商品取引法、関係法令、諸規則等及び当社の社内規則に従うものとします。</u></p> <p>(2) (新設)</p>
<p>134. (免責事項)</p> <p>当社は、次により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①②③④⑤ (現行通り)</p> <p>⑥天災地変、<u>政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場(証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。下記⑦において同じ。)</u>の閉鎖・混乱等、<u>不可抗力と認められる事由により、この約款に定める事項、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手続き等が遅延又は不能となったことによる損害</u></p> <p>⑦<u>金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が取引に応じられないことによつて生じた損害</u></p> <p>⑧上記 126. ①のご通知を行ったにもかかわらず、<u>所定の期日までに名義書換</u></p>	<p>134. (免責事項)</p> <p>当社は、次により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①②③④⑤ (省略)</p> <p>⑥天災地変、外貨事情の急変、<u>外国為替市場の閉鎖等不可抗力により、この約款に定める事項、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手続き等が遅延又は不能となったとき</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑦上記 126. ①のご通知を行ったにもかかわらず、<u>所定の期日までに名義書換</u></p>

新	旧
<p>等の手続きにつきご依頼がなかった場合に生じた損害</p> <p>⑨第 11 章又は下記 138. に基づき、当社が取引の制限等又は口座の解約もしくは廃止等の措置をとったことにより生じた損害</p> <p>⑩下記 135. (1)から(4)による届け出の前に生じた損害</p> <p>⑪上記 50. 又は 58. の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>等の手続きにつきご依頼がなかった場合に生じた損害 (新設)</p> <p>⑧下記 135. (1)から(3)による届け出の前に生じた損害</p> <p>⑨上記 58. の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p>135. (届出事項の変更)</p> <p>(1) この約款に定める当社所定の書面にご記入いただいた事項や届出事項に変更があったときは、お客さまは当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>(2) この約款に基づいて当社に届出印として登録していただいた印鑑の印章を紛失した場合には直ちに当社所定の方法によりお届けください。</p> <p>(3) お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、直ちにその旨を当社所定の方法によりお届けください。</p> <p>(4) お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により直ちにお届けください。</p> <p>①②③ (現行通り)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)のお申し出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくこと等があります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出を求めることがあります。</p> <p>(6) 上記(1)から(4)によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振替又</p>	<p>135. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所又は所在地、共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名又は代理人及びお届けの印鑑の変更等申し込み事項に変更があったときは、お客さまは当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。 (新設)</p> <p>(2) お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、直ちにその旨を当社所定の方法によりお届けください。</p> <p>(3) お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により直ちにお届けください。</p> <p>①②③ (省略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)のお申し出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくこと等があります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。</p> <p>(5) 上記(1)から(3)によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振替又</p>

新	旧
<p>は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p>138. (不稼働口座の取り扱い) <u>当社は、お客さまの口座で相当な期間お取引がない場合には、お客さまに通知することなく、口座を廃止し又はお取引(入出金を含みます。)の全部もしくは一部を制限させていただくことがあります。</u></p>	<p>138. (口座廃止の取り扱い) <u>当社は、お客さまのお取引及びお預かり残高がなくなった後、一定期間において口座を廃止させていただくことがあります。</u></p>
<p>140. (この約款の変更) <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>140. (この約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。 <u>なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。</u> <u>この場合に、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>付 則 この改正は、<u>2019年7月1日</u>から施行します。 以上</p>	<p>付 則 この改正は、<u>平成31年1月21日</u>から施行します。 以上</p>

MRF 自動継続投資約款 (マネー・リザーブ・ファンド)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨) (現行通り) 2. 申込者と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び法令によります。</p>	<p>第1条 (約款の趣旨) (省略) 2. (新設)</p>
<p>第9条 (解約) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 イ、ロ、ハ、ニ (現行通り) ホ、<u>「みずほ証券の証券総合取引約款」127.の規定により証券総合取引の全部が解約されたとき</u> 2.3. (現行通り)</p>	<p>第9条 (解約) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 イ、ロ、ハ、ニ (省略) ホ、<u>(新設)</u> 2.3. (省略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第11条 (申込事項等の変更) 改名、転居及びお届け出の印鑑の変更等申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の用紙によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。 2. <u>前項の届け出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>第12条 (合意管轄) お客さまと当社との間のこの規定に関する訴訟については、<u>当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>
<p>第11条 (その他) (現行通り) 2. (削除)</p>	<p>第13条 (その他) (省略) 2. 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。</p>

新	旧
<p>3. (削除)</p>	<p>イ、お届け出の印鑑の捺印された当社所定の受領書と引き換えに、この契約に基づくMRF又は果実を返還した場合 ロ、当社所定の手続きにより返還の申し出がなかったため又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくMRF又は果実を返還しなかった場合 ハ、天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくMRFの取得もしくはMRF又は果実の返還が遅延した場合</p> <p>3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、申込者の従来権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>付 則 この改正は、2019年7月1日から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、平成25年1月4日から施行します。</p>

外国証券取引口座約款	
新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨) (現行通り) 2. (現行通り) 3. 申込者と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び法令によります。</p>	<p>第1条 (約款の趣旨) (省略) 2. (省略) 3. (新設)</p>

新	旧
<p>第 16 条（注文の執行及び処理） （現行通り） (1)(2)(3)(4)（現行通り） (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。<u>ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</u></p>	<p>第 16 条（注文の執行及び処理） （省略） (1)(2)(3)(4)（省略） (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。</p>
<p>第 17 条（受渡日等） （現行通り） (1)（現行通り） (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目（外国債券等は4営業日目）</u>とします。</p>	<p>第 17 条（受渡日等） （省略） (1)（省略） (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>第 26 条（取引残高報告書の交付） 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。<u>ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</u> <u>3. 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。</u></p>

新	旧
(削除)	<p>第 27 条 (届出事項) 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑その他の当社所定の事項を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p>
(削除)	<p>第 28 条 (届出事項の変更届出) 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）その他の当社所定の事項に変更のあったとき、又は届け出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。</p>
(削除)	<p>第 29 条 (届け出がない場合等の免責) 前条の規定による届け出がないか又は届け出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。</p>
(削除)	<p>第 30 条 (通知の効力) 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>
<p>第 27 条 (契約の解約) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。 (1) (現行通り) (2) 申込者がこの約款の条項のいずれかに違反し、当社がこの契約の解約を通告したとき (3) (削除) (4) (削除)</p>	<p>第 32 条 (契約の解除) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。 (1) (省略) (2) 申込者がこの約款の条項のいずれかに違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき (3) 第 35 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき (4) お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会理事会決議「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」及び同「暴力団及び暴力団関係者との取引の</p>

新	旧
<p>(5) (削除)</p> <p>(3) やむをえない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(4) 「みずほ証券の証券総合取引約款」127.の規定により証券総合取引の全部が解約されたとき</p> <p>2. (現行通り)</p>	<p>抑制について」に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(5) お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いた場合、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害した場合、又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い当社が契約を継続しがたいと認めた場合であって、当社がお客さまに解約を申し出たとき</p> <p>(6) やむをえない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(新設)</p> <p>2. (省略)</p>
<p>第28条 (臨機の措置)</p> <p>法令の定めるところにより外国証券の移管を求められたとき、又は天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第29条 (免責事項)</p> <p>次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、<u>金融商品市場(証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。)</u>の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、<u>外国証券の売買の執行、金銭の授受又は保管の手続き及び取引の媒介等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u></p> <p>(2)(3)(4) (現行通り)</p> <p>(5) <u>第28条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>	<p>第33条 (免責事項)</p> <p>次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、<u>売買の執行、金銭の授受又は保管の手続き及び取引の媒介等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u></p> <p>(2)(3)(4) (省略)</p> <p>(5) (新設)</p>

新	旧
<p>第 30 条 (準拠法) (現行通り) 2. (削除)</p>	<p>第 34 条 (準拠法及び合意管轄) (省略) 2. 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 35 条 (約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合に、所定の期日までに異議の申し出がないときは、その変更に同意いただいたものとしてします。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(1) この改正は、2019年7月1日から施行します。 (2) 前号にかかわらず、2019年7月15日以前の日を約定日とする外国証券の売買については、第17条第2号を以下の通り読み替えるものとしてします。 [外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目としてします。] 以上</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(1) この改正は、平成30年2月26日から施行します。 (2) (新設) 以上</p>

外国為替取引約款	
新	旧
<p>10. (期限の利益の喪失) (現行通り)</p> <p>①②③④⑤ (現行通り)</p> <p>⑥ 2. に定める口座がみずほ証券の証券総合取引約款又は<u>外国証券取引口座約款</u>に基づき解約されたとき</p>	<p>10. (期限の利益の喪失) (省略)</p> <p>①②③④⑤ (省略)</p> <p>⑥ 2. に定める口座がみずほ証券の証券総合取引約款に基づき解約されたとき</p>
<p>11. (免責事項)</p> <p>次の各号に掲げる損害については、当社は免責されることとします。</p> <p>①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、<u>金融市場(証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。次号において同じ。)</u>の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、受渡し、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>②金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が外国為替取引に応じられないことによって生じた損害</p> <p>③④⑤ (現行通り)</p> <p>⑥ 9. の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>11. (免責事項)</p> <p>次の各号に掲げる損害については、当社は免責されることとします。</p> <p>①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、受渡し、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>②金融市場(<u>証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。</u>)の閉鎖・混乱等の理由により、当社が外国為替取引に応じられないことによって生じた損害</p> <p>③④⑤ (省略)</p> <p>⑥ (新設)</p>
<p>付 則 この改正は、<u>2019年7月1日</u>から施行します。 以上</p>	<p>付 則 この改正は、<u>平成27年12月15日</u>から施行します。 以上</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>第1条（規定の趣旨） （現行通り） 2. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び法令によります。</p>	<p>第1条（規定の趣旨） （省略） 2.（新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p>第28条（合意管轄） お客さまと当社との間のこの規定に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>（削除）</p>	<p>第30条（規定の変更） この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要な事由が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>付 則 この改正は、2019年7月1日から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、平成25年1月4日から施行します。</p>

みずほ証券のメールサービス利用規定

新	旧
<p>第1条（規定の趣旨） （現行通り） 2. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、本規定に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項および法令によります。</p>	<p>第1条（規定の趣旨） （省略） 2.（新設）</p>
<p>第13条（規定の変更） 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要な事由が生じたときは、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第13条（規定の変更） 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要な事由が生じたときは、<u>お客さまにご連絡することなく改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。また、改訂内容が軽微である場合には当社のホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合に、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>付 則 この改正は、<u>2019年7月1日</u>から施行します。 以上</p>	<p>付 則 この改正は、平成28年9月12日から施行します。 以上</p>